

シモン・ド・モンフォールの妻

朝 治 啓 三

はじめに

1238年1月7日、ウェストミンスターにあるイングランド国王ヘンリ三世の礼拝堂で、王の妹イリナはフランス人シモン・ド・モンフォールと秘密の結婚式を挙げた¹⁾。王自身がこの結婚を祝福していたことは、自らのチャプレンであるウォルタに司式させたことや、新郎に400マルク、新婦に60ポンドの金を贈ったことからも推測できる。しかし両者の結婚はその後もしばらくは公表されず、従って王族や貴族たちの祝福もなければ披露の宴もなかった。

秘さねばならぬ理由は何だったのか。考え得る理由の一つは、イリナにとってこれが再婚であり、前夫ペンブルック伯ウィリアム・マーシャルの死後(1231年)、神に仕えるという誓いをたてていたため、再婚は神との約束を破る行為と当時の人々、特に聖職者の眼には写ったであろうという点である²⁾。もう一つの理由は結婚相手のシモンは北フランスモンフォール・アモーリに城を有する貴族モンフォール家の三男で、ごく最近イングランドにやってきたばかりであったから、王があえて妹との結婚を認めたとすれば、長くイングランドに定住してきた諸侯たちにとっては、王がフランス人貴族との結びつきを強化してイングランド貴族を疎んじる傾向を強めるのではないかと疑われたことである。実際そのような動きを背景に王弟リチャード・オヴ・コーンウォルが、王とシモンに対して示威行動をとったことを年代記は伝えている³⁾。シモンはこれらの人々の疑いを晴らすための最良の方法は、ローマ教皇から結婚の許可を

シモン・ド・モンフォールの妻

得ることであると判断し、王の支援も得てまもなくローマに旅立った。妻イリナの姉イサベラの夫である神聖ローマ皇帝フリードリヒ二世の手紙も得て、教皇庁ではグレゴリウス九世から許しを与えられ、1238年10月14日にはイングランドに戻り、王から歓迎された。約一か月後11月28日には長男が誕生し、王が名付け親となりヘンリと命名された⁴⁾。こうして親子三人の暮らしへ、新たに王から贈られた中英の巨城ケニルワース Kenilworth において始まった。

ところでイリナが神との約束を破ってまでシモンとの再婚を決意した理由は何であろうか。年代記によれば彼女がシモンの男性としての魅力に引き寄せられたためであると言われ⁵⁾、この想定に立って歴史小説を書いた現代の作家もある⁶⁾。真相は不明であるが、シモンと出会った頃のイリナは21才位であると思われ、ヘンリ三世未成年時代の政治的安定を目指して、王の重臣ではあるが高齢のペンブルック伯と最初の結婚をしたのが9才の時であり、伯との死別が16才の時であったことを考慮すれば、彼女が今度こそ自分の意志で結婚相手を選びたいと願ったという想定は成立しなくはない。もっとも、亡父ジョンの時代に失った北フランスの領地の回復を狙っていた兄王ヘンリの政治的意図に基づく結婚、という可能性もあるのではあるが。

イリナの生涯を結婚を期に区分すると、①誕生からウィリアム・マーシャルとの結婚まで、②ウィリアムとの婚姻期間、③マーシャルとの死別後シモン・ド・モンフォールと再婚するまで、④シモンとの婚姻期間、⑤シモン戦死後イリナ自身の死まで、という五期に分けることができる。このうち①②の時期については史料が殆ど存在しない。③の時期にイリナのその後の生涯にとって悩みの種となる寡婦産問題が生ずる。④の時期、シモンとの結婚によってイリナの人生は一変する。王の妹であるよりもレスター伯夫人として扱われ、王の一族であるが同時に臣下の妻となって、王からの好遇を受けつつも、1258年以後は国政改革運動における貴族側の指導者の妻として、王権に反抗的な者とみなされる。⑤の時期にはイリナは子供たちを連れて、夫の故郷であるフランスに住み、イングランド王からの恩顧を受けられなくなって、1275年春、フランスで

シモン・ド・モンフォールの妻

没した。本稿ではまず簡潔にイリナの生涯を辿り、次に彼女の生涯の悩みの種となった寡婦産問題に少し立ち入って言及し、最後にイリナの生涯と当時の国制との関連について考察する。

—

イリナ Eleanor は1215年に国王ジョンの第三女として生まれた⁷⁾。大憲章が成立した後、王と諸侯との対立は内乱につながり、その渦中1216年にジョンは死亡する。跡を継ぐべきヘンリは9才の少年であったから、王家の命運は忠臣ペンブルック伯ウィリアム・マーシャル William Marshall, earl of Pembroke (1145年頃～1219年) の肩にかかっていた。内乱はやがて収まるが、その過程で伯は亡くなり、父と同名のウィリアムが跡を継いだ。当時既に50才近いと思われるが、彼は国王評議会の同意を得て1224年4月23日、イリナと結婚する⁸⁾。ウィリアムは主としてアイルランドやウェールズに領地を有していたから一か所に長く留まることはなく、一方イリナは兄王の宮廷で暮らすことが多かったので、両者が一緒に生活した時間は長くはなかった⁹⁾。

1231年4月15日、夫マーシャルが急逝し、その弟リチャードはペンブルック伯の地位とすべての領地を相続することを王に認められた¹⁰⁾。イリナには居住用の城 Intebergh (ケント) が王から貸与される一方、16才の彼女にかわってヘンリがリチャードと交渉し、寡婦産 dower としてアイルランドと南ウェールズの領地が指定され、その収入400ポンドをリチャードが毎年イリナに支払うことが決定された。しかしその評価額は実勢よりかなり低く、しかも支払いは滯りがちであったため、イリナは絶えず収入不足に悩まされ、ヘンリの措置に不満を持ち続けることになる。その後彼女は1237年に王から与えられた城 Odiham に住み、自らの家政機関 household を抱えていた。余生を神に捧げる誓ったのはこの頃のことであろう。

一方シモン・ド・モンフォール Simon de Montfort (1208年頃～65年) は、兄のアモーリ・ド・モンフォール Amaury de Montfort (北仏にあるモン

シモン・ド・モンフォールの妻

フォール家の領地を相続していた) の勧めにより、祖母 Amicia がレスター伯 Robert (1190年死) の娘ゆえに有していた伯位請求権¹¹⁾をヘンリ三世に対して主張した。その当時(1231年) レスター伯位はチェスター伯のレイナルフ Ranulf が占めていたが、1232年に彼が没したことによりヘンリはシモンの要求を受け入れた¹²⁾。その後1236年のヘンリとイリナ・オヴ・プロヴァンスの結婚式に際して、シモンは High Steward of England の肩書きで参列した。シモンが王の妹と親しくなったのはこの時であろう。

王とシモン夫妻との関係は1239年前半までは順調で、前夫との結婚に際して設定された嫁資 dowry が今後はシモンへ支払われるよう命じられたり、シモンが正式にレスター伯位を与えられたりした¹³⁾。しかし同年後半から王は夫妻に対して冷淡になる。その原因は不明である。その後シモンは兄のアモーリが聖地で捕われたとの情報を聞き、十字軍参加の誓いをたてて聖地へ向かった。イリナはケニルワースに残り、第二子シモンを出産する。1241年、夫は帰国したが翌年には王のガスコニュ遠征のため再び海を渡った。イリナも同行した。シモンの軍事的活躍は大いに戦果をあげるが、彼の父はかつてアルビジョア十字軍の将として南仏の人々に恐れられていたから、今回のシモンの活躍は現地人に反感を呼び起こした¹⁴⁾。1248年にイングランド王の支配に対するガスコニュ人の反乱が起こった時にも、ヘンリはシモンをガスコニュのセネシャル Seneschal として派遣した。任期は向こう6年間の約束であった。彼はたちまち反乱を鎮圧し、翌年春には反乱首謀者の一人 Gaston de Bearne をイングランドへ連行したが、ヘンリは何故か彼を釈放したため、シモンの立場は苦しくなった。1251年にはシモンに同行してイリナはボルドーに滞在した¹⁵⁾が、翌年イングランドに戻り、ケニルワースでミクルマスの頃、女児を出産した¹⁶⁾。王妃からの出産祝いがケニルワースに届けられたり、イリナ自身が宮廷を訪問したりして、王との関係は良好のようではあったが¹⁷⁾、他方では王はシモンのガスコニュ経営に対しては冷淡であった。1253年、カスティラ王アルフォンソ十世 Alfonso X のガスコニュ侵入に際しヘンリは自ら出陣したものの、シ

シモン・ド・モンフォールの妻

モンの軍事的援助なしには撃退し得ず、両者は和解せざるを得なかった。なおこの滞在中に南仏 Bigorre 伯領の領有をめぐってヘンリイはシモン夫妻に借金をした。1255年になってもその返済ができなかつたため王は夫妻に対し借りができた¹⁸⁾。

1258年春から始まる貴族による国政改革運動は、シモンとイリナにとって公的にも私的にも大きな影響を与えた。かねてからの懸案であったフランス王家との領土交渉がまとまり、その条約に調印するため、1259年秋ウェストミンスター条款 Provisions of Westminster の公表後、ヘンリイはフランスへ渡った。いわゆるアンジュー帝国を築いたヘンリイ二世以来、代々のイングランド王は北フランス各地の領有権を主張し、他方フランス・カペー家の王たちはこの地を王の直接支配下に置こうとしていた。これらの土地に対するイングランド王の支配権は、事実上1206年までに失われていたし、その後のヘンリイ三世による回復策も成功しなかつたから、イングランド王の主張は名目的なものになりつつあったが、慎重なルイ九世 Louis IX はヘンリイが正式にノルマンディ、アンジュー、トゥレーヌ、ポワティエに対する権利主張を放棄する宣言を行なうことを求めた。その見返りとしてルイはヘンリイに騎士500人分の費用を年々贈るという条件を提案していたから、ヘンリイは乗り気であった。ところがルイは、イリナがヘンリイの妹であり潜在的権利保有者であるとみなして、イリナにも同様の権利放棄宣言を求めた。またシモンも、彼の父がアルビジョア十字軍に参加して「獲得」した南仏の領地に対する、これまた名目的な領有権の放棄をルイから求められた。調印は12月4日、イングランド貴族諸侯の立会いのもとに行なわれたが、彼等の中からシモンとイリナに対する不満の声が洩れたと言われている。年代記によれば、この領土問題は本来プランタジネット・カペー両王家の間のいわば公的な性格のもので、イリナの権利放棄は当然なされるべきであったにも拘らず、シモンとイリナは自身の寡婦産問題が未解決であることでヘンリイに不満を述べ、結果的に権利放棄宣言や調印が遅れたというのが貴族たちの不満の概要である¹⁹⁾。真相はどうあれ、宣言、調印はなされて、1260年1

シモン・ド・モンフォールの妻

月早々、シモンとイリナはイングランドに戻った。かねてからの王とシモンの対立はこの事件を機に激しさを加え、また改革運動を担ってきた貴族諸侯の間でも個人的確執が表面化して、シモンの孤立化が始まった²⁰⁾。

1261年～63年の間、王とシモン夫妻との対立は一層深まり、仲裁役を引き受けたルイ九世によって1264年1月、王の主権回復、貴族たちの改革の清算というアミアン裁判が言い渡される。1264年5月、南英リュイス Lewes で両派の武力衝突が生じてシモンが勝利して王を捕虜とする。イリナは同年のクリスマスをケニルワースで過ごし、翌年2月にはオダム Odiham の城に入った。この頃の彼女の生活を示す「家計簿」household rolls が現存していて興味深い²¹⁾。しかし1265年5月、シモン軍の捕虜となっていた王子エドワードが逃亡したことを知ると、イリナは直ちにオダムを出てポーチェスター、ウィンチルシーを経て6月15日ドーバー城に入った²²⁾。一方シモンは捕虜の国王ヘンリを連れて西英各地を移動したのち、8月4日イヴシャム Evesham でエドワード軍と対戦し、長男ヘンリとともに死亡した。

イリナは夫の死を伝え聞くとすぐ海外への脱出の準備を始めた。8月16日にはエドワードからおそらく降伏勧告の手紙が届いた。決断の時を迎えたイリナは、王の妹としての道を捨て、レスタ伯未亡人としての道をとった。9月、王がイリナとその子供たちの財産をすべて王の納戸庁 Wardrobe へ収納させるよう命じる直前、イリナは息子リチャードに11,000マルクを持たせてフランスへ向かわせた²³⁾。二男のシモンと三男ギイは反国王派領主たちの期待を背に、王と対決する姿勢をとっていたが、のちフランスへ逃亡した。10月末か11月初めにイリナもフランスへ向かった²⁴⁾。

フランスでの住居となったのはオルレアンの Montargis 女子修道院で、創立者は亡夫の妹 Amicia (Joiguy 伯 Gauthier の未亡人) である。修道女になつたわけではなく、未解決の諸問題解決のため引き続き努力した。寡婦産問題についてはルイ九世に力添えを依頼し、1267年5月には和解案が成立した²⁵⁾。同年6月には同じくフランス王の法廷で、ラ・マルシュとアングレームの伯

Hugh XIIに対して、イリナの母イサベラの遺産に対する自身の相続権を主張した。紛糾したが結局1269年判決が下り、イリナはユエグから年400ポンドと遅滞分800ポンドを受け取ることで決着した²⁶⁾。1273年にはフランス王フィリップ三世の仲介により、イングランド王となっていたエドワード一世と再会し、未払いになっている寡婦産について解決を要求し、王から好意的返事を得た²⁷⁾。

年代記によればイリナの死は1275年4月13日、上記の女子修道院においてであった²⁸⁾。遺言により遺産を子供たちに与えるように指示されてはいたが、債務が多く、不足分はエドワードが肩がわりしたという²⁹⁾。

二

寡婦産問題を中心にイリナの権利関係を整理しておこう。1224年、彼女は9才の時ウィリアム・マーシャルと結婚したが、その際兄ヘンリは嫁資として約十の莊園を指定した³⁰⁾。これには彼女の没後はそれらの莊園の保有権が夫の相続人に継承されるという特異な条件 *Proviso* が付いていた。1231年ウィリアムが死んだ時、ヘンリはイリナが存命中これらの莊園を保有する権利を確認した³¹⁾。

1231年のウィリアムの死後、イリナの寡婦産設定が行なわれた。設定がいつ行なわれるのかについて、かつては、結婚の際、教会の戸口で新郎から新婦に与えられると言われてきたが、1217年のマグナ・カルタでは夫の死後40日以内に設定されると決められていた³²⁾。イリナの寡婦産を設定すべき人物は、従ってウィリアムの相続人となつたリチャードであった。彼にとって寡婦産設定は、自己の相続財産からの控除を意味したから、できるだけ少なく設定しようとしたはずである。彼は寡婦産となるべき土地を売却し、故人の借金を返済始めたが、16才のイリナには対処しきれずヘンリが介入してウィリアムの遺産評価が行なわれ、イングランド・アイルランド・ウェィルズの全領地の年収は3,350ポンドと評価された。そのうえでアイルランドとウェィルズの土地に対する寡婦産として、土地ではなく年400ポンドの金銭を年2回にわけてリ

シモン・ド・モンフォールの妻

チャードがイリナに支払うこと、ゆくゆくはこの額に匹敵する土地をイングランド内部に設定することが約束された³³⁾。しかしこの合意にはいくつかの問題点があった。まず遺産評価が低すぎたこと、しかも寡婦産額400ポンドというのをマグナ・カルタが定めた額（遺産の三分の一）を大きく下まわること、そしてイングランドの土地を与えるという約束がなかなか果たされなかつたこと等である³⁴⁾。その400ポンドすらきちんと支払われず、王が立替えるありさまだった³⁵⁾。

1237年イリナとシモンの結婚に際して、ヘンリイは妹のために嫁資を与えたが、現金、後見権 Wardship、城などを贈与または貸与するなどの恩顧を与えた³⁶⁾。またこの再婚によってイリナの初婚の時の寡婦産権は消滅することはなかつた³⁷⁾。

シモンからイリナへの寡婦産はシモンの存命中には設定されなかつたうえ、1265年8月イヴシャムの戦いは王への反逆とみなされたため、彼の領地はすべて没収され、翌年のケニルワース裁判もこれを確認したため、彼の遺産から派生する寡婦産はあり得ようがなかつた³⁸⁾。

イリナの収入権としてはほかに母イサベラの遺産の相続権と、南仏 Bigorre 伯領に由来する債権とがある。

イリナの母イサベラはアングレーム Angoulême 伯領の相続人であったが、イングランド王ジョンと死別後フランスへ戻り、かつての恋人であったラ・マルシュ伯 Hugh X de Lusignan と再婚し（1220年）、少なくとも五人の男子と四人の女子をもうけた。1242年ヘンリイ三世がポワトゥーへ遠征した際、イサベラは彼に懇願して、再婚による子供たちの相続権を確保するために、初婚の子供たちすなわちヘンリイ、リチャード、イリナ三兄妹の相続権放棄を約束させた。しかしへンリイはイリナの承諾を得ずにこれを行なつた。当時イリナはシモンと再婚していたから、ヘンリイの行為は軽率であったといえる³⁹⁾。その後イサベラは1246年に、またユーグは1249年に死亡し⁴⁰⁾、その子供たちが領土を相続した。1260年11月頃までにイリナはリュジニャン家の兄妹たちに対し、アングレーム

家領相続についての自己の権利を主張して訴訟を提起した。この年、兄妹のうち三人と和解がいったん成立し、イリナに1,500マルク支払う約束がなされた。しかしこれが履行されなかつたらしく、1261年1月にイリナはポワティエの法廷に出訴した。翌年には訴訟はパリの法廷に移され、1267年、パリの高等法院はイリナに有利な決定を下した。しかしこれも相手方が実行しなかったため、1269年、再度高等法院で決定し直されて、リュジニャン家のユーグは年400ポンドをイリナに支払うべしと命じられた⁴⁰⁾。1242～3年のヘンリによる一方的権利放棄は功を奏さなかった。

Bigorre伯領はピレネー北麓の小領で、西はBearn、東はFoixに接している。13世紀半ばまでにはLe Puy司教の上級領主権が承認されていたと言われるが、隣接するBearn一族やピレネー南側にいるアラゴン王、北接するトゥールーズ伯等がこの地に対する上級領主権を主張して争っていた。この地の女子相続人Perronelle（英語読みではParnel）は生涯に五回結婚をし、三人目の夫Guy de Montfort（シモンの兄）と、五人目の夫Boson de Mathasとの間にはそれぞれ何人かずつ子供が生まれた。1251年Perronelleが死ぬと、前者の子供たちはシモン・ド・モンフォールに、後者の子供たちはシモンのライヴァルGaston de Bearneに支援を求めて、相続権をめぐって争っていた。その後Guyの孫Esquivatはシモンに軍事的、経済的援助を求めていたが、1253年イングランド王ヘンリはガスコーニュを訪れ、Bigorreの上級領主としてのLe Puy司教に3,200ポンド払うことでのこの地を「購入」し、Esquivatを伯に任じて、自己の封臣としてイングランド王によるガスコーニュ経営の一拠点にしようとした。しかしその経営は地元民の不従順のため困難を極め、1255年にはヘンリはEsquivatに対する債務1,000ポンドを抱えることになった。ところでEsquivatはシモンに借錢していたので、取り決めにより、ヘンリは返済金をシモンとイリナに支払うことになった。1259年夏、パリ条約調印前の交渉の際、債務を弁済できていなかったヘンリはシモンに対し、Bigorre伯領を1,000ポンドで王にリースlease（貸出し）することに同意させた。こうしてイリナはヘ

ンリに対して債権を持つことになったが、一度も充足されないまま彼女は死を迎えた⁴²⁾。

三

ここでは貴族による国政改革運動（1258～65年）と、イリナの寡婦産問題との関わりについて考察する。1265年8月、イヴシャムの戦いでかなりの数の反乱者やその加担者が死亡し、多くの未亡人が発生した。彼等の領地をめぐって混乱の時期が一ヶ月ほど続いたのち、9月にはヘンリは戦後処理の方針作りに乗り出した。おそらくとも1266年2月までには反乱加担者の妻・未亡人に対する生活保障、寡婦産権保護の規定はでき上がり、個々の事例に適用され始めた⁴³⁾。同年11月に公表されたケニルワース裁定 Dictum of Kenilworth には、①一般に未亡人は財産を相続する権利と寡婦産権を持つこと、②反乱に加担して死亡した人の未亡人は王の決める条件で、寡婦産となるべき土地を保持し得ることが述べられている⁴⁴⁾。

ケニルワース裁定の規定が寡婦の利益を守るために用意されていることは明らかであろうが、では同じく寡婦となったイリナの権利は守られたのであろうか。ヘンリはイヴシャムの戦いの直後から、シモンとその家族に対しては厳しい態度をとり、彼等の財産の没収を命じた。9月25日にはフランス王のルイに、イリナたちに対する処置について仲裁を依頼しているが⁴⁵⁾、10月13日にはシモン一家の全財産を没収し、廃嫡処分にすることを宣言している⁴⁶⁾。その後上述のように1266年2月と11月に寡婦に対する温情的な方針が発表され、シモンの遺族に対しても、1266年1月、小シモン（息子）に対して、二度とイングランドに戻らぬという条件で年500マルクの金を支給するという和解案が出されたり⁴⁷⁾、1267年5月24日には、イリナはウィリアム・マーシャルの寡婦産から500ポンドを受け取るべしという、ルイの仲裁案が示されたりした⁴⁸⁾。しかしこれらは実施されたのだろうか。

1271年、ヘンリは「イリナの寡婦産を自分の治世の第30年から第49年（1265

年)まで、19年間、年400ポンド支払うようウィリアム・マーシャルの相続人たちに義務を負わせてきた⁴⁹⁾」と述べている。これは1265年にヘンリイがイリナの寡婦産権を消滅させたことを意味しないだろうか。また1259年秋、パリ条約調印の際、ルイはヘンリイが寡婦産問題を解決するまで、ヘンリイに支払われるべき金のうち15,000マルクをパリのタンブルに留保するという条件を付けて、ヘンリイの努力を促したが、1265年イヴシャムの戦いの後、ヘンリイはこの金を引き出してしまった。この時点でヘンリイにとってもはや寡婦産問題は消滅したとみていたのではないか。

エドワードはどうか。ポウイクはイリナの遺した借金を、エドワードが肩がわりしたことを取り上げ、寡婦産問題は決着がついたと述べているが⁵⁰⁾、果たしてエドワードはイリナに好意的だったのか。1273年10月フランス王フィリップ三世からの指摘でイリナの困窮を聞いたエドワードは、彼女の寡婦産権主張を認め、尚200ポンドの金を貸与した⁵¹⁾。さらに同月28日、マーシャルの相続人たちに財務府へ来て、イリナに負っている債務を弁済せよと命じた⁵²⁾。このことからエドワードはイリナの寡婦産権を承認していたと解釈してきた⁵³⁾。しかしこの記事は、シモン没後のイリナの寡婦産権を承認したというより、「残っていた債務」を弁済せよという命令であるとも読める。実際マーシャルの相続人たちは寡婦産の支払いを、イヴシャムの戦い以後はもちろんのこと⁵⁴⁾、それ以前からもしばしば怠っており、王からの催促も何度かみられる⁵⁵⁾。従って1273年にエドワードが催促したのは、1265年以後1273年までの未払い分ではなく、1265年以前の未払い分であるという解釈も成り立つ。エドワードもイリナの寡婦産権を認めてはいなかったのではないか。

反乱に加担した他の者の未亡人の寡婦産権はケニルワース裁判で守られていたのに、イリナだけが冷淡な扱いを受けたのは、もちろん彼女の夫が反乱の首謀者であるとみなされていたからである。しかし寡婦産問題は、反乱のゆえに、あるいは反乱が始まってから初めて生じたものではない。改革運動開始直後の1258年8月の「イングランド・バロンの請願」Petition of the Baronsの中で

も、また翌年10月の「ウェストミンスター条款（司法条項）」の中でも、寡婦産問題が解決されるべきことが規定されている⁵⁶⁾。何が問題だったのかについては条文は語ってくれないが、イリナの例は一定の示唆を与えてくれる。一つは寡婦産を設定することは相続人の相続分を減らすことになるため、寡婦と相続人との間に封建法上の対立が生じること、二つ目は寡婦産の額は遺産（あるいは資産）評価に基づくが、評価に際しては王の裁量の入り込む余地があり、王の態度如何で寡婦か相続人かどちらに有利になるかが決まり得ることである。この二点はイリナだけではなく、国政改革運動に携わった諸侯やその他の封建領主全体の重大関心事でもあったはずである。イリナの寡婦産をめぐる王とシモン夫妻のやりとり、それを見て不満を洩らした大貴族たちのふるまいは、当時の封建法上の問題点と国王権の行使のしかたをめぐる問題点とを浮き彫りにしている。イリナの寡婦産としての400ポンドを長年にわたり未払いにしていたウィリアム・マーシャルの相続人たちのリストの中に、グロスタ伯を含む大貴族の名が列挙されていたことを想起せよ⁵⁷⁾。

注

- 1) 以下本文の叙述は次の三著に多く依拠している。Green, Mary Anne Everett, *Lives of the Princesses of England*, vol. II, London, 1849; Jacob, E. F., *Simon de Montfort, earl of Leicester, 1208–1265*, Oxford, 1930 (Translation of Bémont, C., *Simon de Montfort*, 1884); Labarge, M. W., *Simon de Montfort*, London, 1962.
- 2) Green, *op. cit.*, p. 68.
- 3) *Ibid.*, p. 66n.
- 4) Green, *op. cit.*, pp. 72–3; Bémont, *op. cit.*, pp. 54–8.
- 5) Green, *op. cit.*, p. 67n.
- 6) Penman, Sharon, *Falls the Shadow*, London, 1988.
- 7) Fryde, E. B., Greenway, D. E., Porter, S. & Roy, I., ed., *Handbook of British Chronology*, 3rd edition, London, 1986, p. 37.
- 8) Green, *op. cit.*, pp. 50–2; Bémont, *op. cit.*, p. 54.
- 9) Green, *op. cit.*, pp. 53–4; *Calendar of Charter Rolls, 1226–57*, HMSO, p. 102.

- 10) Green, *op. cit.*, p. 58.
- 11) Ellis, Sir Geoffrey, *Earldoms in Fee*, London, 1963, p. 154.
- 12) Bémont, *op. cit.*, p. 59.
- 13) *Ibid.*, p. 59.
- 14) Green, *op. cit.*, pp. 80-1.
- 15) *Ibid.*, p. 96.
- 16) *Ibid.*, p. 104.
- 17) *Ibid.*, p. 105. 1253年春にはケニルワース城からオダム城へ移った。
- 18) *Ibid.*, p. 111-3. シモンとイリナは1255年にはイングランドに戻った。その後1257年までは王から恩顧を受けている。Bémont, *op. cit.*, pp. 68-9 には1243-48年の恩顧の一覧が載っている。
- 19) Green, *op. cit.*, p. 117.
- 20) しかし夫妻の二人の息子ヘンリとシモンは王によって騎士叙任されたのち、1261年エドワード王子とともにガスコニュへ旅立った。Green, *op. cit.*, p. 122.
- 21) イリナの家計簿は大英図書館に所蔵。BL: Add. MS. 8877; Add. MS. 8167, ff. 132, 137; Harleian4971, ff. 26-9. 最初の写本の英訳が次に掲載されている。*Manners and Household Expenses of England in the Thirteenth and Fifteenth Centuries*, ed. by H. T. Turner, Roxburgh Club, 1841. 1265年2月19日以降の支出記録であり史料として有用であるが、その分析は別稿に譲る。
- 22) Green, *op. cit.*, p. 137.
- 23) *Ibid.*, pp. 147-9; App. No. V (p. 454), No. VI (p. 454); *Close Rolls, Henry III, 1264-8*, HMSO, pp. 134-9, pp. 217-8, p. 306; *Royal Letters*, vol. II, HMSO, p. 292.
- 24) Labarge, *op. cit.*, p. 263.
- 25) *Ibid.*, p. 265; *Calendar of Patent Rolls, 1266-72*, pp. 140-1. (以下 C. P. R. と略記)
- 26) *Ibid.*, p. 264.
- 27) Green, *op. cit.*, p. 158.
- 28) Labarge, *op. cit.*, p. 271; Green, *op. cit.*, p. 160.
- 29) Green, *op. cit.*, p. 167.
- 30) Labarge, *op. cit.*, p. 40. *Calendar of Charter Rolls, 1226-57*, p. 102. ベイカーによれば、嫁資は封建的 土地保有権の一つで、コモンローによって相続人が限定されている封土権であったから、直系卑属がいなくなればこの権利は消滅し、その土地は傍系相続人へは渡らず、贈与者へ復帰した。『イングランド法制度史概説』小山貞夫訳、創文社、pp. 255-6。貴族たちの国政改革運動の際、貴族 barons たちは、この嫁資を与えられた娘が夫の死後、しばしば第三者に移転、下封するため、娘の死後、その相

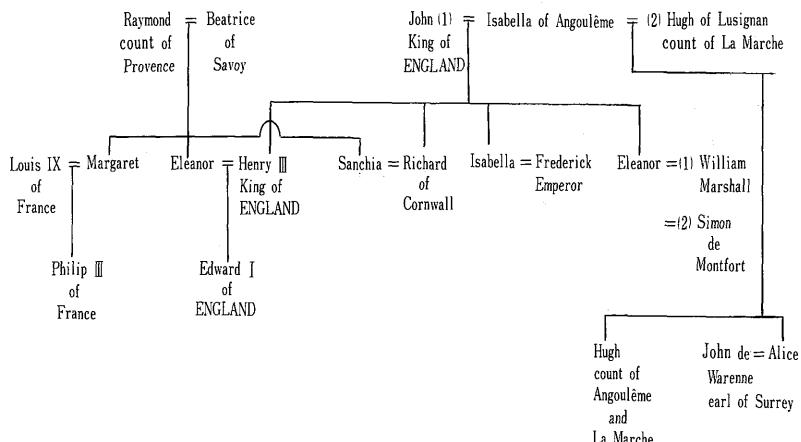
シモン・ド・モンフォールの妻

- 続人がいない時でも、それが元の贈与者の許へ戻らないと不満を述べ是正を求めた。
- Sanders, I. J., *Documents of the Baronial Movement of Reform and Rebellion, 1258-1267*, Oxford, 1973, pp. 88-9.
- 31) *Close Rolls, 1227-31*, p. 518.
 - 32) Stubbs, W., *Select Charters*, 9th ed., Oxford, 1913, p. 341.
 - 33) Bémont, *op. cit.*, pp. 30ff. 合意内容は *Close Rolls, 1231-34*, p. 310 にある。評価額については Labarge, *op. cit.*, pp. 41-2, n. ; Green, *op. cit.*, p. 60. にある。
 - 34) Bémont, *op. cit.*, p. 32. 1259年7月27日、シモンとイリナに、寡婦産400ポンドにあたるイングランド内の土地として Gunthorp, Kingshay (ノッティンガム)、Melbourne (ダービィ)、Dylun, Lugwardine, Mawurdyn (ヘリフォード)、Bere Regis (ドーシット)、Redley, Minsterworth (グロスター)、Easingwold (ヨーク) 等が指定された。
 - 35) Bémont, *op. cit.*, p. 31n. 例えば1256年、王はウィリアム・マーシャルの相続人たちにイリナに対する未払いの寡婦産で、王が立替えた分を請求している。内訳はリンカン伯夫人100マルク、グロスター伯426ポンド1マルク、ロジア・モーティマとヘンリ・ド・ブーン各42ポンド4シリング5ペニス、ウィンチエスタ伯、アグネス・ド・ヴェスキ、シビル・ド・ブーン、レジナルド・ド・モーン、ウィリアム・ル・フォート、ジョン・ド・モーン未亡人はそれぞれ60ポンド19シリングといった具合である。Labarge, *op. cit.*, p. 42.
 - 36) Bémont, *op. cit.*, pp. 59, 68n.
 - 37) Labarge, *op. cit.*, p. 41.
 - 38) Knowles, C. H., *The Disinherited*, unpublished Ph. D. thesis, University of Wales, 1959, IV, p. 54.
 - 39) Labarge, *op. cit.*, pp. 191-3.
 - 40) Snellgrove, H. S., *The Lusignans in England, 1247-58*, University of New Mexico, 1950, p. 21.
 - 41) Bémont, *op. cit.*, p. 264.
 - 42) Labarge, *op. cit.*, pp. 128-40; *Close Rolls, 1254-56*, pp. 426-7.
 - 43) Knowles, *op. cit.*, iii pp. 32-6; C. P. R. 1258-66, pp. 334, 337, 558; *Close Rolls, 1264-68*, pp. 199-200.
 - 44) Knowles, *op. cit.*, IV, p. 75.
 - 45) C. P. R. 1258-66, pp. 641, 678-9.
 - 46) Labarge, *op. cit.*, p. 262.
 - 47) *The Chronicle of William de Rishanger of the Barons' Wars*, ed. by J. O. Halliwell,

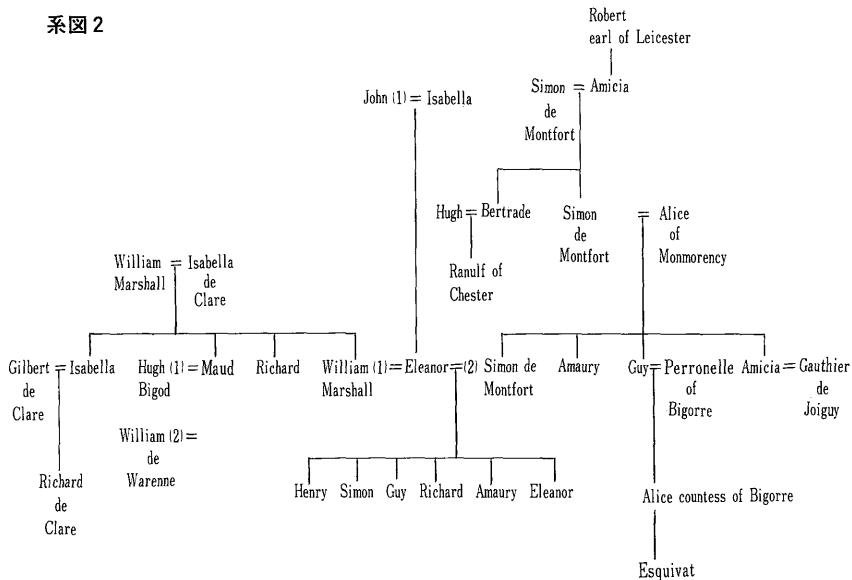
- Camden Society, 1840, pp. 50–1.
- 48) *C. P. R. 1266–72*, pp. 140–1.
- 49) *Ibid.*, p. 549.
- 50) Powicke, F. M., *King Henry III and Lord Edward*, Oxford, 1950, p. 411n.
- 51) Labarge, *op. cit.*, p. 270.
- 52) *Calendar of Close Rolls, 1272–79*, p. 35.
- 53) Powicke, *op. cit.*, p. 536n; Green, *op. cit.*, p. 158.
- 54) *C. P. R. 1266–72*, p. 549. (1271年7月6日)
- 55) *Calendar of Liberate Rolls, 1260–67*, pp. 77, 89, 111, 125.
- 56) Sanders, *op. cit.*, pp. 128–9, 142–3.
- 57) 上記注35を参照のこと。寡婦産についてウェストミンスター条款以前の規定は、1236年マートン法であり、寡婦の権利が保証されている。Powicke, *op. cit.*, p. 149.
(本稿は1991年度神戸女学院大学研究所研究助成による研究成果の一部である。)

シモン・ド・モンフォールの妻

系図 1



系図 2



Summary

The Dower of Eleanor, Countess of Leicester

Keizo Asaji

The year of 1259 marks the climax of the baronial reform movement in the reign of Henry III. In October clause six of Provisions of Westminster, published by the barons after a considerable discussion, provided as follows; in pleas of dower, known as *unde nihil habet*, in future at least four days a year shall be allowed, and more if it can conveniently be done. How was dower of great concern to the reformer magnates? The case of Eleanor, wife of Simon de Montfort, could let us find some clue to the problem.

Eleanor was entitled to have 400 pounds a year as her dower of her late husband, William Marshall, earl of Pembroke, from Richard, heir and brother, in 1233. He, however, was very reluctant to pay the money and sometimes urged to answer the king, her brother. After 1252, when all the sons of William died, his five daughters and their heirs, earl of Gloucester included, were not eager to pay it. So Simon de Montfort, earl of Leicester, and his wife Eleanor argued vehemently about her dower, before some arbitration was made by Louis IX of France at the time of negotiation for Treaty of Paris in 1259.

Clause six of Provisions of Westminster could be an answer to the problem of dower in the middle of the thirteenth century, but since dower could hurt the interest of an heir, he actually defaulted the duty, as in the case of Eleanor.